

赤情審第40号
平成28年 1月 6日

赤磐市長
友實武則様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成27年11月9日付け、赤上下水第370号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

「赤磐市公共下水道全体計画 計画説明書」に係る部分開示決定に対する不
服申立てについての諮問

答 申 第 1 0 号
平成28年 1月 6日
(諮問第10号)

答 申

1. 審査会の結論

赤磐市長が、「赤磐市公共下水道全体計画 計画説明書」について部分開示とした決定は、赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号。以下「条例」という。）の目的、解釈及び運用に鑑み、部分開示決定処分を取り消し、不開示とした部分を開示すべきである。

2. 異議申立ての経緯

本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、平成27年9月4日付けで、「赤磐市公共下水道全体計画 計画説明書」（以下「本件公文書」という。）について開示請求を行った。

実施機関は、平成27年10月9日付けで、赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号。以下「条例」という。）第7条第5号に該当する事務事業の性質上公にすることにより、当該事務事業の執行に支障を及ぼすおそれのある情報（以下「行政事務事業執行情報」という。）を除く部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。その後、異議申立人は、本件処分を不服として、平成27年10月29日付けで異議申立てを行ったものである。

3. 異議申立人の主張の要旨

（1）異議申立ての趣旨

「岡山県赤磐市長は、異議申立人の『赤磐市公共下水道全体計画 計画説明書』に係る公文書開示請求についての部分開示決定処分を取り消し、公開すべきである。」というものである。

（2）異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

市の予算による資料であり、すべて開示すべきである。予算化された成果であるこのような検討書について、不開示ということは、多くの検討書が開示になり、情報公開条例に反する。

執行部は、同計画説明書に基づいて整備をする考えがないことは答弁から明らかであり、開示が適正な執行に支障が生じるという不開示理由は詭弁である。

4. 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、不開示理由説明書によると、次のとおりである。

本件公文書は、現在市内に存在し、共用している4箇所の浄化センターについて処理区再編成に関する検討についての説明書である。

4箇所の浄化センターの中、団地開発時に桜が丘東処理区に建設された桜が丘東浄化センターは、老朽化が進んでおり、臭気や雨天時の不明水が多いなど問題を抱えており、改築・修繕が必要なところもある。このような状況を踏まえ、今後の桜が丘東浄化センターについて、廃止も視野に入れた処理区再編成に関する事項を検討した結果の説明である。これは、当該浄化センターの今後の方向性を検討するための資料としての性格を有するものである。

不開示とした部分については、根幹的施設の配置検討を行い、桜が丘東浄化センターを廃止し、大部分を山陽処理区へ統合する結果にいたるまでの部分である。しかしこの結果には多くの課題が存在し、関係行政機関等との協議を繰り返しながら、また地元地区との協議も含めて市内部での意思形成を図り、市の最終の意思決定を図ろうとするものであって、未だ意思形成過程にある情報である。

このような意思形成過程にある情報を公開することにより、検討途中のものであるにもかかわらず、あたかも確定しているか、事実上確定しているものであるかのように受け取られる可能性があり、今後当該事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

5. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 11 月 9 日	実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 11 月 16 日	実施機関に不開示理由説明要求書の送達
平成 27 年 11 月 24 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 27 年 11 月 30 日	異議申立人に不開示理由説明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 27 年 12 月 10 日	異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 12 月 25 日	審議
平成 28 年 1 月 6 日	答申

6. 審査会の判断

(1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件不開示部分について、実施機関の主張する条例第7条第5号の該当性を検討した。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、市が平成24年度において、現在市内に存在し、供用している4箇所の浄化センターについて処理区再編成に関する検討を目的に、日本下水道事業団に委託して、平成25年3月28日に納品を受けたものである。

(3) 下水道事業の計画について

都道府県は、公共用水域の環境基準を達成維持するために、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条の2の規定に基づき、下水道の整備に関する総合的な基本計画（流域別水道整備総合計画）を定めるものとされている。

また、法第3条第1項の規定により、市町村は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を実施する主体とされている。市町村は、下水道の全体像の明示のために、任意計画として下水道全体計画を策定して、詳細に下水道管渠計画や水処理方法、汚泥処理方法などの計画を定める。

さらに、全体計画に定められた施設を段階的に設置するため、事業計画を策定し、下水道事業を実施する。

具体的には、全体計画のうち、5～7年の間で実施する予定の計画につき、法第4条の規定に基づき、あらかじめ事業計画を定め都道府県知事に協議した上で実施することとされている。

(4) 不開示情報該当性について

条例第7条は、開示請求された公文書の中に、本条で1号から5号に類型化された「不開示情報」が記録されているときを除き、実施機関が公文書の開示義務を負うという原則公開の基本的枠組みを定めたものである。

同条第5号本文は、「実施機関内部又は国や他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次のようなおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの」を不開示情報として規定しており、同号ア～オは本文中の「次のようなおそれ」について、代表的な事務事

業を例示として掲げたものである。

(5) 本件公文書の不開示情報該当性について

本件公文書は、処理区再編成について実施機関が検討するに当たり、検討材料として使用するために民間業者に委託して作らせた調査報告書である。

実施機関は、根幹的施設の配置検討を行い、桜が丘東浄化センターを廃止し、大部分を山陽処理区へ統合する結果が確定しているとの誤解を市民に与えるおそれがあると主張する。

しかし、本件公文書は、処理区再編成について実施機関が検討するに当たり、検討材料として使用するために民間業者に委託して作らせたものであって、実施機関自身の検討内容や結果をまとめたものではない。

よって、本件公文書の内容を公にしたとしても、実施機関が処理区再編成を確定したものとして考えているとの誤解を市民に与えるおそれは小さい。

他方、本件公文書を現時点で公開した場合に生ずる支障について、実施機関は住民の一部から抗議があることが予想されるなどといった事業を進めていく上での不安感等を指摘するにとどまっている。

したがって、本件公文書は条例第6条第5号に該当するものではなく公開すべきであると解する。

(6) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1. 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	山 本 賢 昌
委 員	高 畑 知 功